

茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、在宅の要介護高齢者に対して、タクシー料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を講ずることにより、外出機会の促進及び引きこもりの予防を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2 助成の対象となる者は、高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。第2第2号において同じ。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 当該年度の市町村民税（特別区民税を含む。以下この号及び第4第1項第1号において同じ。）が非課税（申請日が4月1日から6月30日までの間にあっては、前年度の市町村民税が非課税）である者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者
- (4) 次に掲げる施設に入所等していない者
 - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - ウ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居
 - エ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設
 - オ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
 - カ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - キ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - ク 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - ケ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
 - コ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - サ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (5) 茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成21年4月1日実施）第6第1項に規定する茨木市重度障害者福祉タクシー利用券の交付を受けていない者

(助成対象経費)

第3 助成の対象経費は、第2に規定する者が高齢者福祉タクシーを利用したときに支払う乗車料金とする。

2 前項の高齢者福祉タクシー（以下「タクシー」という。）とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者が配置する事業用自動車。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号自動車交通局長通知）3. 車種区分に規定する特定大型車及び大型車を除く。
- (2) 道路運送法第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者が配置する事業用自動車
- (3) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の登録を受けた者が配置する自家用自動車
- (4) 道路運送法第78条第3号の許可を受けた者が配置する自家用自動車
(助成の申請)

第4 助成を受けようとする者は、茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 当該申請者の当該年度の市町村民税（4月1日から6月30日までに申請する場合にあっては、前年度の市町村民税）の課税状況についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書又は生活保護適用に関する証明書

(2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第26条第1項に規定する被保険者証の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(助成の決定)

第5 市長は、第4第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて助成を決定し、申請者に対し茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、助成をしないことと決定したときは、申請者に対し茨木市高齢者福祉タクシー利用券不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(利用券の交付)

第6 市長は、第5第1項の規定により助成の決定をしたときは、申請者に対し茨木市高齢者福祉タクシー利用券（様式第4号。以下「利用券」という。）を交付する。

2 交付する利用券の枚数は1月当たり4枚とし、申請日の属する月の月分から当該

年度分を一括して交付する。

(利用券の有効期限)

第7 利用券の有効期限は、利用券を交付した日の属する年度の末日までとする。

2 利用券は、同一有効期限内は再交付しない。ただし、利用券を汚損したときは、当該汚損した利用券と引換えに、同一枚数の新しい利用券と交換するものとする。

(助成額)

第8 利用券1枚当たりの助成額は、500円（消費税等額を含む。）を限度とする。

ただし、タクシーの乗車料金（第8及び第9第2項において「乗車料金」という。）が500円に満たない場合は、乗車料金を助成額とする。

(利用方法)

第9 第6第1項の規定により利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用券を使用してタクシーに乗車するときは、氏名・生年月日の確認のため介護保険被保険者証または本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を提示し、1乗車につき、乗車料金が1,000円未満の場合は1枚、乗車料金が1,000円以上の場合は2枚までの利用券をタクシーの乗務員に提出することができる。

2 乗車料金が助成額を超える場合の乗車料金と助成額との差額は、利用者の負担とする。

(届出)

第10 利用者又はその家族は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付資格消滅届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 転出したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 第2に規定する助成の対象者でなくなったとき。

(4) 利用券の交付を受ける必要がなくなったとき。

(交付の廃止)

第11 市長は、第10の届出があったとき又は利用券を交付する必要がないと認めたときは、利用券の交付を廃止する。

2 市長は、前項の規定により利用券の交付を廃止したときは、利用者に対し、茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付廃止通知書（様式第6号）により通知する。

(利用券の返還)

第12 利用者又はその家族は、第10の届出をするとき又は第11第2項の規定による通知を受けたときは、未使用の利用券を市長に返還しなければならない。

(助成金の返還)

第13 市長は、利用券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利

用券の返還を命じるとともに、助成した額の全部又は一部を返還させることができ
る。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により利用券の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(タクシー事業者)

第14 利用券を使用することができるタクシー事業者（道路運送法第4条第1項、第43条第1項若しくは第78条第3号に規定する許可を受けた者又は同法第79条に規定する登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、本市内を営業区域とする者のうち、本市と茨木市高齢者福祉タクシーの配車について契約の締結を行った者とする。

2 タクシー事業者は、高齢者福祉タクシーの利用申込みのあった利用者に対し、できるだけ優先的に配車するものとする。

(助成金の請求)

第15 タクシー事業者は、利用者から受け取った使用済みの利用券を1月ごとに取りまとめ、茨木市高齢者福祉タクシー利用料請求書（様式第7号）及び茨木市高齢者福祉タクシー利用状況報告書（様式第8号）に添付して市長に提出し、当該助成金を請求するものとする。

(助成金の支払)

第16 市長は、タクシー事業者から提出された請求書及び利用券等を確認し、適当と認めたときは、助成金をタクシー事業者に支払うものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の茨木市高齢者外出支援サービス事業運営要綱第12の規定により利用券の交付を受けた者に係る平成19年3月分の基本料金相当額等の支払については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第11の規定により利用券の交付を受けた者に係る平成21年3月分の基本料金相当額等の支払については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年9月18日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用する

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

2 この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年5月28日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第4関係）

茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付申請書

（申請先）茨木市長

茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付を次のとおり申請します。

年 月 日

フリガナ			
利用者氏名			
住所	〒　　一 茨木市		
電話番号	()		
生年月日	明治・大正・昭和・西暦 年 月 日 (　歳)		
要介護状態区分	1・2・3・4・5	有効期間終了年月日	年 月 日
居住状況	1. 在宅（入院・入所していない。） 2. 施設に入所している。施設名（　　） いずれかに○をしてください。　※入院中は申請できません。		
フリガナ			利用者との関係
提出者氏名			
住所	〒　　一		
電話番号	()		

同意書

茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付審査に必要なときは、私の住民登録、課税状況、要介護認定区分及び生活保護受給の有無について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳並びに要介護認定及び生活保護に関する事務の関係書類で確認することに同意します。

利用者氏名

様式第2号（第5関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

1 利用者氏名

住所

2 決定日 年 月 日

3 有効期限 年 月 日

（注意事項）

次のいずれかに該当した場合は、速やかに届け出ください。

- (1) 転出したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 利用資格者でなくなったとき。
- (4) 高齢者福祉タクシーを利用する必要がなくなったとき。

様式第3号（第5関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市高齢者福祉タクシー利用券不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付申請については、次の理由で不交付と決定したので通知します。

1 利用者氏名

住所

2 不交付の理由

様式第4号（第6関係）

（表紙表）

茨木市高齢者福祉タクシー利用券		No._____	
住 所			
氏 名			
生年月日	年	月	日

有効期間 年4月1日～ 年3月31日
利用券は切り離さずに利用してください。

茨 木 市 長

（表紙裏）

注 意 事 項

- 1 高齢者福祉タクシーを利用するときは、氏名・生年月日の確認のため、必ず介護保険被保険者証または本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等身分を証明するもの）を乗務員に提示してください。
- 2 この利用券の再発行はしませんので、紛失等しないよう大切に保持してください。
- 3 この利用券に記載されている利用者以外は使用できません。利用券を他人に譲渡するなど不正に使用したときには、助成金の返還を求めます。
- 4 この利用券が使えるタクシーは、茨木市が契約するタクシ一事業者が配車するタクシーに限ります。
- 5 有効期間が過ぎた利用券は、使用できません。
- 6 次のいずれかに該当した場合は、速やかに未使用のチケットを返却・届け出してください。
(1) 市外へ引っ越したとき。 (2) 死亡したとき。 (3) 利用資格者でなくなったとき。

問合せ先 茨木市健康医療部長寿介護課 電話072-620-1637

様式第4号（第6関係）

タクシー利用券

茨木市高齢者福祉タクシー利用券		No._____	
有効期間		年 4月 1日～	年 3月 31日
乗車日	年 月 日		
助成上限額	500 円	乗車料金総額	円
タクシー会社等			
車両番号			
確認欄	(何れかに○) 介護保険証 マイナンバーカード 健康保険証 障害者手帳 その他 ()		
(乗務員の方へ)			
1 この利用券を使用できるのは、茨木市と契約しているタクシー業者に限ります。			
2 この利用券の提出があったときは、氏名・生年月日を本人確認書類で確認の上、 乗車料金から助成額（1枚なら500円、2枚なら1000円）を差し引いた差額を 受け取ってください。（おつりは出ません。）			
3 高齢の方が利用されますので、乗降・運転の際には、ご配慮をお願いします。			
茨木市長		No._____	

様式第5号（第10関係）

年　　月　　日

（届出先）茨木市長

（提出者）

住 所 _____

氏 名 _____

茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付資格消滅届

次の理由により茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付の資格が消滅したので届け出ます。

利 用 者	住 所	
	フリガナ 氏 名	
資格消滅年月日	年 月 日	
資格消滅の理由	<ul style="list-style-type: none">1 転出のため2 死亡のため3 その他 []	

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付廃止通知書

茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付について、次のとおり廃止したので通知します。

1 利用者の氏名

2 廃止日

年 月 日

3 廃止の理由

- (1) 転出のため
- (2) 死亡のため
- (3) その他 ()

様式第7号（第15関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

（請求者）

所在地

団体名

代表者

㊞

茨木市高齢者福祉タクシー利用料請求書

茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第15により、 年
月分の助成金を次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円（消費税等額含む。）

2 添付書類

- (1) 茨木市高齢者福祉タクシー利用状況報告書
- (2) 使用済み利用券

様式第8号（第15関係）

茨木市高齢者福祉タクシー利用状況報告書（ 月分）

団体名 ()